第３７回千葉市情報公開・個人情報保護審議会

１　日　時：令和８年９月２５日（金）　午前１０時００分から午前１１時１５分

２　場　所：千葉市役所高層棟３階　ＸＬ会議室３０１

３　出席者

（１）委員

本澤陽一会長、井原真吾委員、中村直人委員、渡辺静子委員

（２）事務局

髙橋市政情報室長、永野主査、野村主任主事

（３）実施機関

（区政推進課）藤牧区政推進課長、荻野主任主事

（介護保険管理課）大須賀介護保険管理課長、中嶋主査、横山主任主事

（業務改革推進課）津下主査、尾崎主任主事

（情報システム課）廣田情報システム課長補佐、藤井主査

４　議題

議　事

（１）会長及び副会長の選任について

（２）特定個人情報保護評価部会の委員の選任について

（３）千葉市情報公開・個人情報保護審議会設置条例第２条第３号の規定に基づく諮問【行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２７条第１項に規定する特定個人情報保護評価に関する事項について】

報　告

（１）令和７年度における情報公開・個人情報保護制度の運用状況報告

５　議題の概要

議　事

（１）会長及び副会長の選任について

会長に本澤委員、副会長に手塚委員が選任された。

（２）特定個人情報保護評価部会の委員の選任について

本澤会長の他に、本澤会長の指名により、井原委員、中村委員が選任された。

（３）千葉市情報公開・個人情報保護審議会設置条例第２条第３号の規定に基づく諮問

事務局から、令和８年度における特定個人情報保護評価の実施概要及び諮問の趣旨について説明を受けるとともに、実施機関（区政推進課、介護保険管理課）か

ら、評価書の修正の概要について説明を受けた。答申の検討は、部会における審議後に、部会からの報告を受け、今後開催予定の審議会で改めて行うこととした。

報　告

（１） 令和７年度における情報公開・個人情報保護制度の運用状況報告

事務局から、令和７年度における情報公開・個人情報保護制度の運用状況について、報告があった。

６　会議経過

（髙橋市政情報室長）　それでは、定刻となりましたので、ただいまから、第３７回千葉市情報公開・個人情報保護審議会を開催いたします。

冒頭の進行は、私、市政情報室長の髙橋が務めさせていただきます。

恐れ入りますが、着座にて進めさせていただきます。

本日の会議ですが、事前に委員の皆さまにご案内しておりますとおり、公開の会議として開催しております。なお、発言の際はマイクの使用をお願いしますので、発言をされる委員の方は、挙手をお願いいたします。事務局職員がマイクをお持ちします。

傍聴される方は、お渡ししている傍聴等要領に従って、傍聴するようお願いいたします。

本日は、本年４月１日付けで、委員をお願いいたしました皆様によります、初めての審議会となります。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります前に、委員の皆様及び事務局職員を紹介させていただきます。

こちらから順にご紹介させていただきます。前任期からの再任となりますが、井原委員でございます。同じく再任の中村委員でございます。同じく再任の本澤委員でございます。同じく再任の渡辺委員でございます。

なお、本日は、再任の篠原委員と新たに就任されました石塚委員、手塚委員は、所用のため欠席とさせていただいております。

次に、事務局職員ですが、前列左側になりますが、主査の永野です。主任主事の野村です。もう１人、主任主事の原田がおりますが、本日は所用により欠席とさせていただいております。

この後、議事に入ることとなりますが、議事の１つ目、会長及び副会長の選任までの間、私、髙橋が仮議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

本日は、半数以上の委員にご出席をいただいておりますので、千葉市情報公開・個人情報保護審議会設置条例第６条第２項の規定により、会議は成立しております。

◆議事（１）　会長及び副会長の選任について

（髙橋市政情報室長）　それでは、議事（１）「会長及び副会長の選任について」を議

題といたします。

机上に配布しております水色のファイルに資料を綴っておりますが、資料１－１、千葉市情報公開・個人情報保護審議会設置条例をご覧ください。

第５条第２項の規定により、委員の皆様の互選で選出していただくこととなっておりますが、いかがいたしましょうか。

（井原委員）　弁護士であるとともにシステム監査技術者でもあり、前期も会長を務められた本澤委員に会長を、そして、本日は欠席されておりますが、個人情報保護制度にも造詣が深く、これまで副会長を務められた下井先生の後任であります手塚委員に副会長をお願いするのがよろしいのではないかと考えます。

（髙橋市政情報室長）　ただいま、本澤委員に会長を、手塚委員に副会長を、というご推薦がありましたが、いかがでしょうか。

（異議なし）

（髙橋市政情報室長）　ご異議がないようですので、本澤委員に会長を、手塚委員に副会長をお願いしたいと存じます。本澤会長は、席の御移動をお願いいたします。

それでは、本澤会長から、ご挨拶を頂戴したいと存じます。

（本澤会長）　本澤でございます。今年度もよろしくお願いいたします。

まず、先月以降の豪雨災害で被災されている皆様に心よりお見舞い申し上げますとともに、市役所の皆様も本当に復旧復興事務でご多忙と伺っておりますけれども、この審議会も市にとって必要な業務となりますので、引き続きよろしくお願いいたします。

（髙橋市政情報室長）　ありがとうございました。それでは、これからの議事の進行は、本澤会長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

◆議事（２）特定個人情報保護評価部会の委員の選任について

（本澤会長）　それでは議事（２）「特定個人情報保護評価部会の委員の選任について」を議題といたします。

まずは、事務局から説明をお願いします。

（髙橋市政情報室長）　事務局でございます。特定個人情報保護評価部会の委員の選任についてですが、資料２－１、特定個人情報保護評価部会設置要綱をご覧ください。

第１条ですが、本市におきましては、本審議会に特定個人情報保護評価部会が設置されております。本日、議事（３）として、特定個人情報保護評価の再実施について諮問させていただいておりますが、部会において、特定個人情報保護評価の調査審議、具体的には実施機関が作成した評価書の案について点検していただくこととなっております。本年４月に審議会の委員の改選がございましたので、部会の委員につきましても今回新たに選任をしていただくものでございます。

要綱の第２条ですが、第１項で、部会は審議会の委員３人をもって組織すると規定しております。そして、その３人につきましては、第２項で、お一人は審議会の会長、も

うお二人は審議会の会長が指名することとされておりまして、お一人は個人情報の保護に関する学識経験を有する審議会の委員、もうお一人は情報システムに知見を有する審議会の委員と規定されております。会長以外のお二人につきましては、会長の指名ということでございますので、本澤会長からご指名をお願いいたします。

（本澤会長） ただいま事務局から説明がありましたが、部会の委員は３人ということで、会長である私のほか、御一人は個人情報の保護に関する学識経験をお持ちの方、もう御一人は情報システムに知見を有する方を、それぞれ会長が指名することになっております。

個人情報の保護に関する学識経験者につきましては、井原委員にお願いできればと思いますが、よろしいでしょうか。

（異議なし）

（本澤会長） 次に、情報システムに知見を有する委員としては、中村委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（異議なし）

（本澤会長） それでは、部会の委員については、私と、井原委員、中村委員とさせていただきます。

なお、これまでも、希望される委員の方については、オブザーバーとして部会に御出席いただくこととしておりましたが、今回も同様ということでよろしいでしょうか。

（異議なし）

（本澤会長） ありがとうございます。特定個人情報保護評価部会の委員の選任については以上といたします。

◆議事（３）千葉市情報公開・個人情報保護審議会設置条例第２条第３号の規定に基づく諮問

（本澤会長） それでは、次の議題に移りたいと思います。

議事（３）「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２７条第１項に規定する特定個人情報保護評価に関する事項について」ですが、まず事務局から説明をお願いします。

（高橋市政情報室長） それでは、はじめに、今回の諮問の趣旨と特定個人情報保護評価の制度の概要などをご説明させていただきます。

資料４、資料５と諮問書が２枚ございますが、参考に資料４をご覧ください。今回の諮問は、番号法に基づく特定個人情報保護評価の再実施につきまして、千葉市情報公開・個人情報保護審議会設置条例第２条第３号の、番号法第２８条第１項に基づく特定個人情報保護評価について、審議会に諮問をしたものでございます。特定個人情報保護評価につきましては、番号法に基づく制度となっておりますので、まずは番号制度、マイナンバー制度の概要についてご説明いたします。

参考資料１をお願いいたします。右下にページ番号を付しておりますが、２ページから１３ページにかけて概要についての記載がございますが、概略についてご説明いたします。

まずは制度の意義についてですが、４ページをお願いいたします。上部の囲ってある部分になりますが、マイナンバー制度につきましては、複数の機関に存在する特定の個人の情報が同一人の情報であるということを確認するための基盤となるものでございます。マイナンバーにつきましては、１２桁の番号が各個人に付番されておりますが、英数字のⅠの部分ですが、効果といたしましては、それを活用することによりまして、個人のより正確な所得や、社会保障給付の受給状況を把握することにより、公平・公正な負担、また給付が図られるものでございます。

また、下の英数字のⅡに行きまして、情報連携とありますが、国の行政機関や地方公共団体がそれぞれ管理している様々な同一人の情報を専用のネットワークシステムで相互にやり取りすることによりまして、行政における事務の効率化や、手続の際に添付書類が不要になるといった国民の利便性の向上が図られるものでございます。

資料の１５ページをお願いいたします。

マイナンバー制度につきましては、今申し上げましたような効果、利点がある一方で、マイナンバーを用いた個人情報の追跡や名寄せなどが行われ、個人情報が外部へ漏えいするのではないか、成り済ましによるマイナンバーの不正利用などにより被害を受けるのではないかなどといった懸念もあるところでございます。

これにつきましては、制度面及びシステム面における保護措置が講じられており、その内容は資料に記載のものとなりますが、制度面における措置の④に特定個人情報保護評価というものがございます。この特定個人情報保護評価について、続けて説明をさせていただきます。

制度の詳細なルールといたしましては、参考資料３として「特定個人情報保護評価関係例規集」を用意してございますが、説明につきましては、ファイル中の参考資料２、「特定個人情報保護評価の概要」を基に説明させていただきます。

まず１ページ目、一番上になりますが、基本理念といたしましては、個人番号をその内容に含む個人情報ファイル、これを特定個人情報ファイルと言いますが、その適正な取扱いを確保することによりまして、特定個人情報の漏えい等を未然に防ぎ、個人のプライバシー等の権利利益を保護することを基本理念としております。２段目になりますが、目的といたしましては、この評価を実施することによりまして、事前対応による個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止を図ること、また、先ほど、マイナンバー制度に対する懸念ということを申し上げましたが、国民・住民の信頼の確保を図ること、それらを目的とするものでございます。

３段目になりますが、具体的な内容といたしましては、特定個人情報ファイルを保有しようとする者、又は保有する者におきまして、特定個人情報の漏えい、その他の事態

を発生させるリスクを分析した上で、リスクを軽減するための措置を講ずること、さらに、その措置が個人のプライバシー等の権利利益の保護措置として十分であることを自ら宣言するものとなってございます。

続きまして、評価の実施手続につきまして、８ページをお願いいたします。

１点目といたしまして、当該事務において取り扱う特定個人情報ファイルの対象人数が１，０００人未満の場合には、そもそも評価の対象とはならないのですが、この対象人数と、２点目といたしまして、委託事業者の従業員なども含めました、その特定個人情報ファイルを取り扱う人数、３点目として、重大事故の発生の有無、それら三つの判断項目によりまして、これを「しきい値判断」と呼んでおりますが、真ん中の四角で囲ってあるところの下の部分の右からになりますが、基礎項目評価のみを実施するもの、基礎項目評価プラス重点項目評価を実施するもの、基礎項目評価プラス全項目評価を実施するもの、と三つの区分がございます。これら三つの評価は、基礎項目、重点項目、全項目の順に評価すべき項目がより詳細なものとなってございます。

しきい値判断について幾つか例を挙げますと、図のフローを見ていただきまして、まず中央上部の「しきい値判断」の下に「対象人数は何人か」とございますが、左に行っていただき、対象人数が３０万人以上ですと、このことだけで基礎項目評価と全項目評価を実施しなければならないということになります。次に、対象人数が３０万人はいないけれども、１０万人以上である場合、この場合は取扱者数が５００人以上かどうか、５００人以上ということであれば「はい」ということで、先ほどの対象者数が３０万人以上の場合と同様に基礎項目評価と全項目評価を実施しなければならないことになります。

本市におきましては、対象人数が３０万人未満の事務で、取扱者数が５００人以上のものはございませんので、基本的には対象者の数によって、この「しきい値判断」を行うことになりますが、全項目評価の対象となる事務といたしましては、今回、諮問させていただきました住民基本台帳に関する事務、介護保険に関する事務など、８つの事務が対象となってございます。

これら三つの評価の区分につきましては、評価すべき項目以外にも手続の面でも違いがございます。この点が本審議会に関係してくるものでございまして、しきい値判断の結果、左側の下の方に「基礎項目評価＋全項目評価」と四角で囲ってある部分をご覧いただければと思いますが、全項目評価については、３つ目の「○」にありますが、住民等の意見を聴取し、第三者点検を行った後に公表することとなります。この第三者点検につきまして、本審議会において調査審議していただくということになります。基礎項目評価のみ、又は基礎項目評価プラス重点項目評価を実施する場合には、中央と右側に記載がございますが、国の個人情報保護委員会に評価書を提出し、公表することとなります。

第三者点検につきましては、本審議会に特定個人情報保護評価部会という部会を設置

しておりまして、先ほどの議事で、本澤会長、井原委員、中村委員に部会委員をお願いすることとなりましたが、その部会におきまして、評価書の詳細な点検を行っていただくことになっております。

また、この評価書につきましては、同じく８ページの下段に「実施後に必要となる手続」とありますが、その１つ目の「○」に記載がありますが、「重要な変更を加えようとするとき」には「特定個人情報保護評価の再実施」が必要となっており、今回、諮問いたしました２つの事務につきましては、「重要な変更」を行うということで、評価の再実施を行うというものでございます。「重要な変更」につきましては、後ほど、ご説明させていただきます。

マイナンバー制度と特定個人情報保護評価の概要については、以上でございまして、次に今回の諮問までの経緯及び今後の予定についてご説明いたします。
資料３－１「特定個人情報保護評価　実施事務フロー」で全体の流れをご説明させていただきます。

今回の評価書については、中段やや左あたりに黒い背景に白字で「全項目評価書案市民等意見聴取」とあり、そこから右側に吹き出しがございますが、２つの事務それぞれにつきまして、８月２４日から昨日９月２４日にかけまして市民等意見聴取を行っております。今回、それぞれの事務につきまして、１件ずつ意見がございました。趣旨は同様でございましてで、漏えい等を防止するための対策だけではなくて、漏えい等が発生した時の被害を最小化するための対策も必要ではないかというもので、内容としましては、資料６として、ファイルに綴ってございます。冒頭に全体の概要を記載しており、続いて住民基本台帳に関する事務、裏面に介護保険に関する事務に対する意見の全文を記載してございます。

先ほどの資料３－１にお戻りいただきまして、次に、審議会の関係となりますが、一番右の列の中段やや下に「審議会」と四角で囲ってありますが、本日はこちらになります。本日、評価の再実施について諮問をさせていただき、その下になりますが、評価書の案について、１０月７日に予定しております部会、こちらについては部会委員以外の委員におかれましても、希望される場合は、オブザーバー参加をしていただくことができますが、調査審議していただくことになります。

その後、部会での意見等を踏まえて評価書の案を見直し、その下になりますが、１１月中に予定しております本審議会において、部会から点検結果を報告しまして、最終的に本審議会から、特定個人情報保護評価の再実施に係る第三者点検としての答申をいただき、それを踏まえた最終的な評価書を個人情報保護委員会へ提出、公表という手順になってございます。

次に、今回諮問させていただきました住民基本台帳に関する事務、介護保険に関する事務についての特定個人情報保護評価の再実施の概要でございますが、資料３の３ページをご覧ください。

まず、左側の上段、住民基本台帳に関する事務でございますが、今年の１２月に予定しておりますマイナンバーカードセンターの開設、同センターの業務の委託に伴う評価書の修正及び評価書未記載事項の追記でございます。

次にその下の介護保険に関する事務でございますが、新たに整備される介護情報基盤の活用、同基盤に係る事務の委託及び保険料の還付等における公金受取口座情報の使用に伴う評価書の修正でございます。詳細につきましては、後ほど、各所管課からご説明させていただきます。

この２つの事務について、いずれも「重要な変更」ということで特定個人情報保護評価の再実施を行うわけですが、ここで「重要な変更」とは何かについてですが、国の方で「特定個人情報保護評価指針」を策定しており、その別表で定められた項目についての変更とされています。内容としては、特定個人情報の漏えい等の発生の危険性や影響が大きい変更とされておりまして、具体的な項目としては次のページに記載しております１９の項目でございます。例えば、１の事務の内容が変わるですとか、６のファイルに記録される主な項目が追加されるですとか、７の特定個人情報の入手元が増えるですとか、１４の新たに委託をするですとか、１７の特定個人情報の保管場所が変わるですとか、特定個人情報の漏えい等のリスクが高まるような変更でございまして、これらの項目につきましては、評価書の様式においてはアスタリスクが付されている形となっておりますが、今回の２つの事務につきましては、該当する項目に「〇」を付してございます。

マイナンバー制度と特定個人情報保護評価の概要、今回諮問しました２つの事務についての変更の概要についての説明は、以上でございます。

最後に、特定個人情報保護評価の再実施に伴います審議会等の今後の開催予定について、ご説明させていただきます。同じ資料の２ページをご覧ください。

今年度は、今回諮問しました住民基本台帳、介護保険を含めて、５事務を予定しており、③の上段の【部会報告・答申】までは、先ほどご説明しましたが、その審議会で国民健康保険に関する事務、国民年金に関する事務の２事務について諮問をさせていただき、その２事務について④の部会での点検を１２月中に行っていただき、次に２月くらいを予定しておりますが、⑤の審議会で部会からの報告、答申をいただき、さらにその審議会で予防接種に関する事務について諮問をさせていただく予定となってございます。今回の諮問に戻りまして、住民基本台帳に関する事務、介護保険に関する事務、それぞれの変更の内容等につきましては、後ほど、各事務の所管課からご説明いたします。
事務局からは、以上でございます。

（本澤会長）　ただいま事務局から説明がありましたが、何かご質問、ご意見等ありますでしょうか。

（意見なし）

（本澤会長）　次に、各事務について、実施機関から説明をお願いします。

まずは、住民基本台帳に関する事務からお願いします。

（藤牧区政推進課長）　区政推進課長の藤牧と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは資料４－１をご覧ください。住民基本台帳に関する事務に係る特定個人情報保護評価の再実施についてご説明をいたします。今回、特定個人情報保護評価を再実施する理由は、大きく二点ございます。

まず（１）としましてマイナンバーカードセンターと業務委託の追加によるものでございます。本市ではこれまで区役所などにおいて、マイナンバーカードの交付体制の整備及び申請機会の創出を図って参りましたが、今後も増加が見込まれる問い合わせ対応やカード交付、申請受付業務を円滑かつ確実に実施するため、新たな拠点としてマイナンバーカード関連業務を集約したマイナンバーカードセンターを、令和８年中に開設する予定としております。このマイナンバーカードセンターの開設及び運営については、業務委託により実施する予定であり、新たに特定個人情報ファイルの取扱いを委託することとなるため、特定個人情報保護評価の再実施を行うものでございます。下のイラストについては事務の流れの変更前後を示したものでございます。

資料は、裏面の方にいっていただきまして必要性の（２）過去に実施すべきであった特定個人情報保護評価の未実施事案が判明したことによるものでございます。マイナンバーカードセンター開設に伴う評価書の見直し作業を進める過程で、特定個人情報ファイルの取扱状況を点検した結果、一部の事務について、評価対象であったにもかかわらず、事前評価が実施されていなかったことが判明いたしました。具体的には、１番目としてマイナンバーカード管理システムの利用開始、２番目として個人番号カードの管理及び交付に関する事務フローの追加、３番目としまして、郵便局におけるマイナンバーカード申請受付等業務委託、４番目として特定個人情報の保管場所に関する事項が評価書へ反映されていなかったものでございます。なお、今回判明した未実施事案は、評価手続上の不備でございまして、対象事務については、運用開始当初から必要な安全管理措置を講じておりました。

次に、再実施に伴う主な見直し内容についてご説明をいたします。市民意見聴取を実施したところ、「マイナンバーカードセンターの開設等により、情報を取り扱う拠点や委託先が増加することから、漏えい防止対策だけではなく、万一漏えいが発生した場合の被害最小化の観点を強化すべきである」とのご意見をいただいたところでございます。

これを踏まえ、２の（１）②のところですが、評価書において特定個人情報を取り扱う業務システムへのアクセス制御、通信の暗号化、委託先管理、媒体管理、アクセスログの記録及び監査などにより、情報漏えいの防止だけでなく、被害拡大防止のための対策を講じていることをより明確に記載することとしております。

２の（２）、次のページでございます。未実施事案に伴う評価の見直しとして、入手した特定個人情報を運搬する過程で紛失リスクに対する具体的な対策を追記しておりま

す。具体的には、拠点間で特定個人情報の授受を行う際、施錠機能及びＧＰＳ機能を備えたセキュリティバックを使用し、送付元及び送付先の双方が授受簿により確認を行うこととしております。また、開錠に必要な鍵又は暗証番号は送付元及び送付先のみが把握する運用とすることで、漏えい及び紛失リスクの低減を図ります。

最後に３の今回の未実施事案を踏まえた再発防止策について、ご説明をいたします。

まず、特定個人情報保護評価に関する規則では、少なくとも年１回、評価書の記載内容について、実態との整合を確認するよう努めることとされております。このため、今後は定期的に特定個人情報ファイルの取扱状況を点検し、評価書の見直し及び必要な修正を行って参ります。また、新規事業の開始やシステム導入・更新を行う際には、特定個人情報の取扱いの有無や、委託内容の変更の有無などについて、チェックシートを活用して確認を行い、特定個人情報保護評価の実施要否を適切に判断する仕組みを整備いたします。さらに、個人情報保護担当課と連携して確認を行うことで、制度運用の適正化に努めて参ります。

説明は以上となります。

（本澤会長）　ただいま実施機関から説明がありましたが、何かご質問、ご意見等ありますでしょうか

（意見なし）

（本澤会長）　それでは次に、介護保険に関する事務について、実施機関から説明をお願いします。

（中嶋主査）　介護保険管理課の中嶋と申します。介護情報基盤連携に伴う主な変更点等につきまして、資料５－１に沿って概要を説明させていただきます。

着座にて説明させていただきます。

はじめに、介護保険システムの概要について説明させていただきます。

介護保険システムは、その名のとおり、介護保険事務を行うためのシステムで、主に①資格機能　②認定機能　③受給機能　④給付機能　⑤賦課・収滞納機能の５つの機能を有しております。

資格機能は、６５歳到達や転入等による資格取得や、死亡や転出等による資格喪失などの資格情報を管理する機能です。

認定機能は、要介護・要支援認定申請の受付から結果までの情報の管理を行う機能です。認定調査の結果などの情報も含まれます。

受給機能は、要介護・要支援の認定を受けた方の、自己負担割合や施設の入退所情報、利用者負担減免状況などの情報を管理する機能になります。

給付機能は、国保連合会から提供された現物給付、介護サービスの給付実績や、償還払いの支給実績の管理等を行う機能になります。

賦課・収滞納機能は、６５歳以上の第一号被保険者の保険料に関する、賦課、収納、滞納状況等の管理を行う機能です。

これらの機能で管理する情報について、マイナンバーを利用することで、各自治体や関係機関での情報共有が容易となり、また、情報の特定・突合がスムーズになることで、事務の効率化やミスの防止等が期待できるため、介護保険に関する事務において特定個人情報を取り扱っております。

次に、今回の評価再実施の主な要因となります、介護情報基盤について説明させていただきます。

近年、国主導により、介護や医療の分野においてＤＸ化が進められており、その方策として情報を電子的に閲覧できる情報基盤の整備が進められております。

情報基盤の具体的な内容につきましては、本資料のすぐ後ろにあります資料２－１の図をご覧ください。左上に介護情報基盤の活用イメージと記載のあるものになります。

現在は図の左側のように、ある介護保険の被保険者に関する情報について、複数の関係機関等が所持しており、それぞれ所有している機関等に対して情報提供依頼の手続を経て情報を得る流れとなっており、また多くが紙媒体によるやり取りとなっているため、情報を得る側も提供する側も互いに手間が決して少なくない状況となっております。
そこで、図の右側のように、必要な情報を集約することで、そこへアクセスすれば必要な情報が得られるようになり、またやりとりを電子化することにより、問い合わせ対応に係る事務負担の軽減やペーパーレス化の推進などの業務効率化に加え、関係者間における連携強化による介護サービスの質の向上が期待されます。この情報の集約場所が介護情報基盤となります。

なお、介護情報基盤自体は国が保守・運用等を行うこととなります。

また、本市としましては介護情報基盤へ特定個人情報の提供は行いますが、取得することはありません。

次に、（２）介護情報基盤を活用した介護保険事務開始のスケジュールについてですが、介護情報基盤を活用した介護保険事務については、介護保険法の規定に基づき、地域支援事業として実施することが義務付けられております。その開始時期については、令和１０年４月１日の本格運用開始を目標として示されておりますが、システム標準化対応の時期等、各自治体において状況が異なることから、国が調整の上決定しており、本市の運用開始時期は令和９年１１月となっております。

なお、各自治体の運用開始時期につきましては専用のウェブサイトにおいて公表されております。

次に（３）介護情報基盤等における情報連携事務の委託についてですが、当該事務については法令上、国保連合会への委託が可能となっておりますので、国の調整により各自治体は県国保連合会へ委託し、また県国保連は国保中央会へ再委託することとなっております。

以上のことから、介護情報基盤連携にあたり、特定個人情報ファイルを取り扱う事務の内容や特定個人情報の保管場所の追加、特定個人情報ファイルの取扱いの委託及び再

委託等、重要な項目の変更となりますので、評価の再実施が必要となります。

次に、保険料の還付及び一部介護サービスの給付における公金受取口座の使用について説明いたします。

介護保険システムは現在、令和９年１月の標準化に向けて、帳票や運用の見直しを行っているところです。その中で、介護保険料の還付や一部の介護給付について、標準化後は公金受取口座への支払いを行う運用とすることを検討しております。

公金受取口座情報を利用した事務のイメージは本資料のすぐ後ろにあります図２－２をご覧ください。図の左、公金受取口座登録希望者は、マイナポータル等により公金受取口座情報を登録します。登録後は特定の手続において、公金受取口座利用の申請が可能となり、当該申請があった場合には、図の右下にあります行政機関等職員は、情報提供ネットワークシステムや中間サーバー等を通じて、公金受取口座利用申請者の公金受取口座の情報を取得し、確認がとれれば、その口座へ還付金や給付費を入金する流れとなります。

このことは、これまで取扱いのなかった新たな特定個人情報ファイルを取り扱う事務の追加となることから、重要な項目の変更にあたり、評価の再実施が必要となります。

最後に補足となりますが、今回の評価書修正案に対するパブリックコメントについてですが、昨日まで意見を募集しておりましたところ、本課に対しても１件、区政推進課と同様のご意見をいただいているところではありますが、本日時点では評価書への反映の有無等も含め検討中でありますので、１０月の部会までに整理いたしますこと、念のため報告いたします。

介護保険管理課からの説明は以上となります。

（本澤会長）　ただいま実施機関から説明がありましたが、何かご質問、ご意見等ありますでしょうか

（意見なし）

（本澤会長）　先ほどの事務局からの説明にもありましたけれども、審議会全体としての答申の検討というのは、部会で専門的な内容について審議した後に、その報告を受けて、後日開催の審議会で改めて行うということになっておりますので、本日の審議はここまでとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（意見なし）

（本澤会長）　それでは、議事については、以上になります。実施機関は退出していただいて結構です。

（実施機関退席）

◆報　告　令和７年度における情報公開・個人情報保護制度の運用状況報告

（本澤会長）　次に、報告事項として、「令和７年度における情報公開・個人情報保護制度の運用状況報告について」ですが、事務局から説明をお願いします。

（永野主査）　令和７年度における情報公開・個人情報保護制度の運用状況報告についてご説明いたします。水色のファイルの後ろの方にある資料７－１、７－２、それと、７－３の令和７年度の「千葉市の情報公開・個人情報保護　運用状況報告書」という冊子に沿って説明させていただきます。

令和４年度までは、千葉市情報公開条例及び千葉市個人情報保護条例の運用状況についてご報告させて頂いておりましたが、令和５年度に改正個人情報保護法が施行され、同法が地方公共団体に適用された一方、議会については適用されず、議会では「千葉市議会の個人情報の保護に関する条例」を制定しております。そのため、公告の主体が異なることから、７－１は千葉市長、７―２は千葉市議会議長と、それぞれで公告をしているものとなります。７－１の左上に「千葉市広告第７２２号」とありまして、４枚めくっていただくと、左上に「第７２４号」と書かれたものがございます。また、資料７－２につきましても、「千葉市議会公告第１号」とあり、１枚めくっていただくと、「第２号」と書かれたものがございます。これは、一部訂正があったため、訂正の広告を出したものになります。

それでは、はじめに、資料７－１をご覧ください。こちらは、情報公開条例並びに個人情報保護法及び同法施行条例の昨年度の運用状況について公表したものでございます。大きく分けて情報公開条例の施行の状況、個人情報関係の施行の状況、そして本審議会の運営状況に分かれておりますので、それぞれご説明いたします。

まず、情報公開条例の施行の状況でございます。

（１）開示請求の件数及び処理状況でございますが、次ページの表の最後に合計が記載されております。昨年度は２３７件の開示請求がございました。１件の開示請求に対して複数の決定が行われる場合がございますので、処理件数としましては３７８件となっております。そのうち、公文書の全てを開示した全部開示決定の件数が６８件、一部黒塗りなどをして、その他の部分だけを開示した場合を部分開示決定と言いますが、これが６７件ございます。公文書を一切開示しないという不開示決定の件数が、６７件ございますが、その内５２件が不存在等ということで、そもそも開示請求に係る公文書がなかった、あるいは、開示請求の対象となる公文書ではなかった、そういったケースでございます。次に、開示請求がされたものの、情報提供をしたなどの事情によって取り下げられたものが１７６件でございます。

なお、令和６年度の開示請求は、１５８件ございましたので、６割増となっております。

次に、（２）審査請求の件数及びその処理状況でございます。公文書開示請求につきまして、先ほど、部分開示決定や不開示決定など、不開示とするものがあると申し上げましたが、その不開示について、不服がある場合や全部開示決定を行っても、特定した文書に不足があるのではないかといった場合に、審査請求をすることができることになっております。その審査請求の件数が（２）に記載したとおりでございまして、アの審

査請求の件数としましては、令和６年度からの継続案件が１０件、令和７年度に新たに出されたものが２１件ございました。令和７年度末時点での処理状況でございますが、裁決まで終わった、つまり完了したものが１０件、情報公開審査会で答申済で裁決前のものが２件、情報公開審査会に諮問中のものが３件、実施機関において検討中のものが２１件でございます。

次に、（３）情報公開審査会の運営状況でございますが、会議は４回行われました。ウの諮問の処理状況といたしましては、答申を出したものが３件、審議中が３件となっております。

次に、（４）附属機関の会議の公開に関する状況でございます。

アの附属機関の数は、全部で２２６機関ございます。そのうち、全部又は一部を公開した会議はイに記載がありますように、２０３回ございました。

次のウの非公開とする附属機関でございますが、附属機関のうち、その取り扱う情報の性質から原則として非公開としなければならないもの、これは、個人情報を扱うものなどになりますが、そういったものが６２機関ございます。

次のエ、全部を非公開とした会議ですが、こちらは原則公開でありながら、その会議で取り扱う情報の性質上、全部を非公開としたもので、３５回ございました。

次に、（５）と（６）ですが、指定管理者や出資等法人、いわゆる外郭団体でありますが、これらについては、情報公開条例で、「情報公開に関して必要な措置を講ずるものとする」という規定がございます。それに基づきまして、市と同じように、保有する文書について開示の申出があれば、開示をするということになっております。指定管理者については記載のとおりであり、出資等法人については、申出はございませんでした。

情報公開条例につきましては、以上でございます。

続きまして、２の個人情報の保護に関する法律及び同法施行条例の施行状況についてご説明いたします。

こちらにつきましては、冒頭で「７－１は千葉市長、７―２は千葉市議会議長」と分かれている旨ご説明いたしましたが、７－３の冊子にて、千葉市長、千葉市議会議長合わせた市全体としてご報告させていただきます。

では、７－３の冊子の１２８ページをご覧ください。表１「個人情報ファイル簿の作成状況」についてです。「個人情報ファイル」というものが法第６０条第２項で定義されておりまして、保有個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務のために電子的に検索できるよう体系的に構成したものと、紙媒体であっても、氏名等で容易に検索できるよう体系的に構成したものを言います。イメージとしては、氏名検索できるシステムであったり、五十音順の氏名で整理したファイルなどが「個人情報ファイル」となります。

そのような個人情報ファイルについて、その本人の数が１，０００人以上のものにつ

いては、「個人情報ファイル簿」を作成し、公表することが法第７５条において義務付けられております。ただし、一部職員の個人情報ファイルなど、例外的に作成・公表が必要のないものはございます。公表につきましては、ホームページ及び市役所２階の行政資料室に配架する形で行っております。

令和７年度における個人情報ファイル簿の作成状況が表１でございまして、年度末時点のファイル簿数は、次のページの合計欄いちばん右になりますが、５５３でございます。

次に、表２の個人情報取扱事務目録の作成状況についてです。

令和４年度までは、千葉市個人情報保護条例の規定により個人情報を取り扱う事務については、やはり一部職員の個人情報を取り扱う場合など例外がありましたが、当室に届け出ることとされておりました。法においては１，０００人以上の個人情報ファイル簿を作成、公表するとされていますが、本市では１，０００人未満の個人情報ファイルを取り扱う事務についても、個人情報取扱事務目録を作成し、一般の閲覧に供することを法施行条例第３条において義務付けております。ファイル簿と同様にホームページへの掲載、行政資料室での配架を行っております。

令和７年度における個人情報取扱事務目録の作成状況が表２でございまして、年度末時点の目録数は、次のページの合計欄いちばん右になりますが、１，６７１でございます。令和６年度末の届出事務数が１，６８９でしたので、大きく変わっておりません。

次に、１３２ページの表６の開示請求の件数とその処理状況です。市に対して自分の個人情報を開示して欲しいという請求になります。

その件数といたしましては、表に記載のとおり、令和７年度は合計で１５９件の請求がございました。なお、令和７年度は５６件でございましたので、３倍ほどに増加しています。

処理件数といたしましては２８３件でございまして、そのうち全部開示決定したものが９５件、部分開示決定したものが９２件、不開示決定は６５件ございますが、そのうち５２件が、請求はあったけれども対象となる保有個人情報はありませんといった不存在などを理由とするものでございます。なお、取下げは３１件ございました。

次に、１３５ページ表９です。訂正請求は３件、表１０ですが、利用停止請求も３件ございました。

次に、１３７ページの表１３、審査請求の件数及びその処理状況です。令和６年度からの継続案件として４件、令和７年度に新規で出された案件は５０件ございました。処理状況といたしましては、裁決済みが６件、諮問中が７件、処分庁において検討中が３８件、取下げが３件でございます。

なお、議会においては、訂正請求、利用停止請求、審査請求のいずれもございませんでした。

次に、次ページ個人情報保護審査会の運営状況になります。表１５をご覧ください。

会議は３回ございました。処理状況といたしましては、表１４で、答申を出したものは０件、審議中が６件となっております。

次に、次ページ、保有個人情報の漏えい等の報告についてです。表１７は、令和７年度に本市で発生した保有個人情報の漏えい、滅失、毀損の件数です。「漏えい」とは保有個人情報が外部に流出すること、「滅失」とは保有個人情報の内容が失われること、毀損とは保有個人情報の内容が意図しない形で変更されることや、内容を保ちつつも利用不能な状態となることを言います。

件数としましては、すべて漏えいで５２件となっております。表１８に漏えいの「発生形態」を掲載しています。誤送付が３３件、誤交付が７件、紛失が７件、その他が５件となっております。

令和７年度は全体で５８件ございましたので、少し減っております。なお、議会においては漏えい等ございませんでした。

次に、次ページの法第６８条第１項に基づく個人情報保護委員会への報告状況についてです。

個人情報保護委員会というのは国の機関であり、法第６８条第１項において、同委員会規則で定める漏えい等の事態が生じたときには、同委員会に報告することが義務付けられております。

規則では、要配慮個人情報の漏えい等、財産的被害が生じる恐れのある漏えい等、不正目的による漏えい等、１００人を超える漏えい等が生じた場合に報告するよう定められております。

要配慮個人情報とは、不当な差別、偏見その他の不利益が生じないように取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定められた個人情報を言い、人種、信条、社会的身分の他、病歴や障害があること、健康診断等の検査結果、医師等による診療や調剤が行われたこと等が該当します。財産的被害が生じる恐れのある漏えい等とは、クレジットカード番号を含む保有個人情報の漏えい等が該当します。

不正目的による漏えい等とは、不正アクセスによるものや、従事者による不正持ち出し等が該当します。

本市では、表２１になりますが、要配慮個人情報の漏えい等の３件の報告を行っております。概要及び再発防止策をその下（１）～（３）に掲載しておりますのでご覧ください。

最後に、３の情報公開・個人情報保護審議会の運用状況でございますが、資料７－１に戻っていただいて、紙を４枚めくっていただいた左のページになります。表の下の３をご覧ください。会議は２回行われまして、行政機関における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律、いわゆる番号法第２７条第１項に規定する特定個人情保護評価に関する事項について審議いたしました。

運用状況の報告については以上でございます。

なお、先ほどご覧いただきました、運用状況報告書という冊子は、公告の内容を詳細に

記載したものになりますので、ぜひご覧いただければと思います。

以上です。

（本澤会長）　ただいま事務局から説明がありましたが、何か質問、意見等ありますか。

（本澤会長）　公文書開示請求、保有個人情報開示請求いずれも昨年度に比べて大幅増となっていますが、何か考えられる要因はありますか。

（高橋市政情報室長）　開示請求制度が浸透してきたことやＡＩなどの技術の進展によって請求書の作成も容易にできるようになったことなどが考えられます。

また、保有個人情報の方につきましては、昨年末あたりから、入国管理局の方で、外国人の在留資格の手続の関係だと思いますが、住民税を納期限内に払っていることがわかる書類を市役所から取得するようにと案内を受けた外国人の方からの保有個人情報開示請求が行われるようになり、特に本年はほぼ毎日のように開示請求がなされている状況でございます。

◆その他

（本澤会長）　「その他」として、事務局から何かありますか。

（永野主査）　次回の審議会の開催予定ですが、特定個人情報保護評価部会の開催を１０月７日水曜日午後１時３０分に予定しており、住民基本台帳に関する事務及び介護保険に関する事務の２事務の評価書についてご審議いただきます。オブザーバーとしてご参加される場合は、１週間前の９月３０日までに事務局にご連絡ください。

次回の親会の日程につきましては、現在調整中になりますので、あらためてご連絡させていただきます。

次に、本日の会議の議事録の確定方法でございますが、後日、事務局で議事録案を作成し、委員の皆様へお送りいたしまして、御意見を頂戴いたします。いただいた御意見を基に修正案を作成いたしますので、その確定については、会長に一任していただく形でお願いしたいと存じますがいかがでしょうか。

（本澤会長）　ただいま、議事録の確定について説明がありましたが、いかがでしょうか。

（異議なし）

（本澤会長）　それでは、議事録の最終確定については、私に御一任いただきますので、よろしくお願いいたします。

では、以上をもちまして、第３７回千葉市情報公開・個人情報保護審議会を終了いたします。

本日は、慎重に御審議をしていただき、誠にありがとうございました。